

# 世田谷区の新公会計制度 活用計画

平成31年度（2019年度）  
～33年度（2021年度）

平成31年3月  
世田谷区



## 目 次

I	新公会計活用計画策定にあたっての考え方……………	1
II	平成30年度から導入した新公会計制度について……………	2
	1. 制度導入までの経緯	
	2. 新公会計制度について	
	3. 財務諸表について	
	4. 固定資産台帳について	
III	新公会計制度の活用について……………	12
	1-① 財務諸表の決算への活用及びこれに基づく対応	
	1-② 新公会計制度導入を踏まえた財務情報の充実	
	1-③ 固定資産台帳の整備充実・公表	
	2-① 行政評価の再構築	
	2-② 公共施設等総合管理計画に基づく取組み	
	2-③ 区民負担等の適切な見直し	
	3-① 新公会計制度活用に向けた人材育成	

## I 新公会計活用計画策定にあたっての考え方

自治体の財政運営及び財務会計処理に関する基本的事項は、地方自治法に規定されており、民間企業の複式簿記・発生主義会計に対し、現金の収支のみを記録する、単式簿記・現金主義会計が採用されています。

しかしながら、区民への説明責任（アカウンタビリティ）の充実・透明性のより一層の確保を図るには、「減価償却費など現金支出を伴わないコスト（フルコスト）」や「建物等の資産や地方債等の負債などのストック情報」を明らかにしていく必要があります。

このため、世田谷区では複式簿記・発生主義会計である企業会計の考え方を取り入れた新公会計制度を平成30年度から導入しました。

近年はAIやICTをはじめとする技術の進化、様々な価値観や文化を内包する多様性社会への変遷など、社会状況は急激に変化しています。このような状況のもとで、高齢者人口の増加や都市インフラの老朽化など増大する公共サービス需要に対し、的確に対応していくには、必要な事業の見直しに取組むとともに、民間資源の活用をはじめとした創意工夫を重ねた効果的な施策の実現に努めていかなければなりません。

このため、新公会計制度を活用した事業の分析や、成果の達成状況、参加と協働や横断的連携の観点を加えた総合的な評価に基づく、事業の改善、見直しを行っていく必要があります。

事業の見直しにあたっては、財政状況と経営成績を収益や金銭という単一の指標で図ることができる企業とは異なり、自治体の主たる存立目的が住民福祉の向上であることが前提となります。

円滑で効率的な公共サービスを目指しつつも、法令等に基づくセーフティネットとなっている事業や区民生活を守るために質の確保が求められる事業、組織横断的なマッチングにより相乗効果をあげている事業など、費用対効果のみでは評価できない企業とは異なる自治体特有の事情も考慮していく必要があります。

以上のような状況及び考え方を踏まえた上で、新公会計制度を有効に活用して行政経営改革への取組みを推進し、財政の持続可能性を確保していくため、新公会計制度活用計画を策定します。

なお、計画の対象期間については、世田谷区新実施計画（後期）と連動させるため、平成31（2019）年度～平成33（2021）年度とします。

また、年度ごとに、事業の進行状況の把握、評価を行い、取組みの見直し等計画内容の調整を図ってまいります。

## Ⅱ 平成30年度から導入した新公会計制度について

### 1. 制度導入までの経緯

#### (1) これまでの取組み

世田谷区ではこれまでも企業会計手法を取り入れたさまざまな取組みを進めてきました。平成11年度決算において、はじめて企業会計手法によるバランスシートを作成し、その後行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味資産変動計算書や連結財務諸表などを順次作成・公表するなど、現行の自治体会計を補完するものとして、企業会計手法による財政状況の分析に取り組んできました。固定資産に関しては、特に公共施設について平成17年度にはじめて「公共施設整備方針」を策定しました。その後、関係データを集積して、施設別行政コスト計算、「公共施設白書」作成などの取組みも行ってきました。

財務諸表については、決算統計の組み換えの手法により作成する、総務省改訂モデルに準拠した方法で作成しており、固定資産台帳も段階的な整備を進めるなど、内容の充実と精度の向上に取り組んできたところです。

#### (2) 区を取り巻く状況

国は、平成26年4月に、地方公会計の更なる整備促進のため、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務諸表の作成に関する統一的な基準を示しました。

また、平成27年1月には、この新しい基準による地方公会計マニュアルを取りまとめるとともに、原則として平成30年3月までに、全ての地方自治体に、この基準による財務諸表等の作成を要請しています。

#### <国の検討経緯等>

- 平成25年8月30日 今後の地方公会計の推進に関する研究会中間取りまとめ
- 平成26年4月30日 今後の地方公会計の推進に関する研究会報告書
- 平成27年1月23日 統一的な基準による地方公会計マニュアル
- 平成27年1月23日 統一的な基準による地方公会計の整備促進について  
(総務大臣通知)

#### (3) 新公会計制度の導入

- ① 区では、これまでの取組みと国の要請を踏まえ、平成27年1月、日々の会計処理に複式簿記仕訳を導入し、あわせて固定資産台帳を整備し、これまでの取組みを充実させた新公会計制度を導入することを決定し、平成30年度から、この新たな制度を導入しました。
- ② この制度の導入により、職員が日々の会計処理の段階から、財務会計システムで、自治体会計の処理に併せて複式簿記・発生主義による仕訳を行い必要なデータを蓄積します。それらの仕訳データや、固定資産台帳の資産データを基に、財務会計システムで財務諸表を作成します。

## 2. 新公会計制度について

### (1) 新公会計制度とは

新公会計制度とは、企業会計手法を自治体に取り入れ、複式簿記・発生主義会計による財務諸表の作成、固定資産台帳の整備を行い、行政経営などに活用するものです。

区が新公会計制度に取り組む背景としては、区の行政活動が地域社会に対し、どのような効用を与えたのかを住民に理解してもらうための説明責任（アカウントビリティ）が求められており、資産やコストといった財務情報を活用し、今後の施策に活かしていくことが、社会的な要請に応えることにつながるものと考えています。

### (2) 自治体と民間企業の会計

- ① 民間企業の複式簿記・発生主義会計に対し、自治体では現金の収支のみを記録する、単式簿記・現金主義会計が採用されています。
- ② この自治体会計については、議会の民主的な統制の下に置くことにより、予算の適正・確実な執行を図ることを目的として、運用されています。

#### <自治体と民間企業の会計の特徴><sup>1</sup>

	項目	自治体	民間企業
①	資金提供者の主体性の違い	資金提供者である住民等には、納税義務が課されている。	資金提供者である株主は、自発的に出資を行っている。
②	事業目的の違い	利益の獲得を目的とするものではなく、公共サービスを提供する存在で、市民サービスに資するが利益の獲得が見込めない事業も実施する。	継続して社会的役割を果たすべく存続し続けるために、利益を獲得することを目的とした存在である。
③	予算の意義の違い	「一会計年度における一切の収入および支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない（自治法第 210 条）」とされる「総計予算主義」の下、 <u>予算どおりに執行しなければならないことが法律上定められている。</u> 予算はその年の決算を法的に拘束することになる。	目標値を表すものにすぎず、 <u>業務執行上の法的拘束力はない。</u> そのため、企業会計では予算に係る会計原則は定めておらず開示義務もない。
④	決算の意義の違い	決算とは、予算によって執行権を与えられた自治体の執行機関が、 <u>予算の内容に従って支出を行っているか</u> などを明らかにすること。	決算とは <u>1年間の収入・支出を計算し、利益や損失を計算すること。</u>  ※決算書とは、企業の営業・財務内容が把握できる書類。

<sup>1</sup> あずさ監査法人「新地方公会計の実務と活用」（平成 23 年，同文館出版）を引用して作成

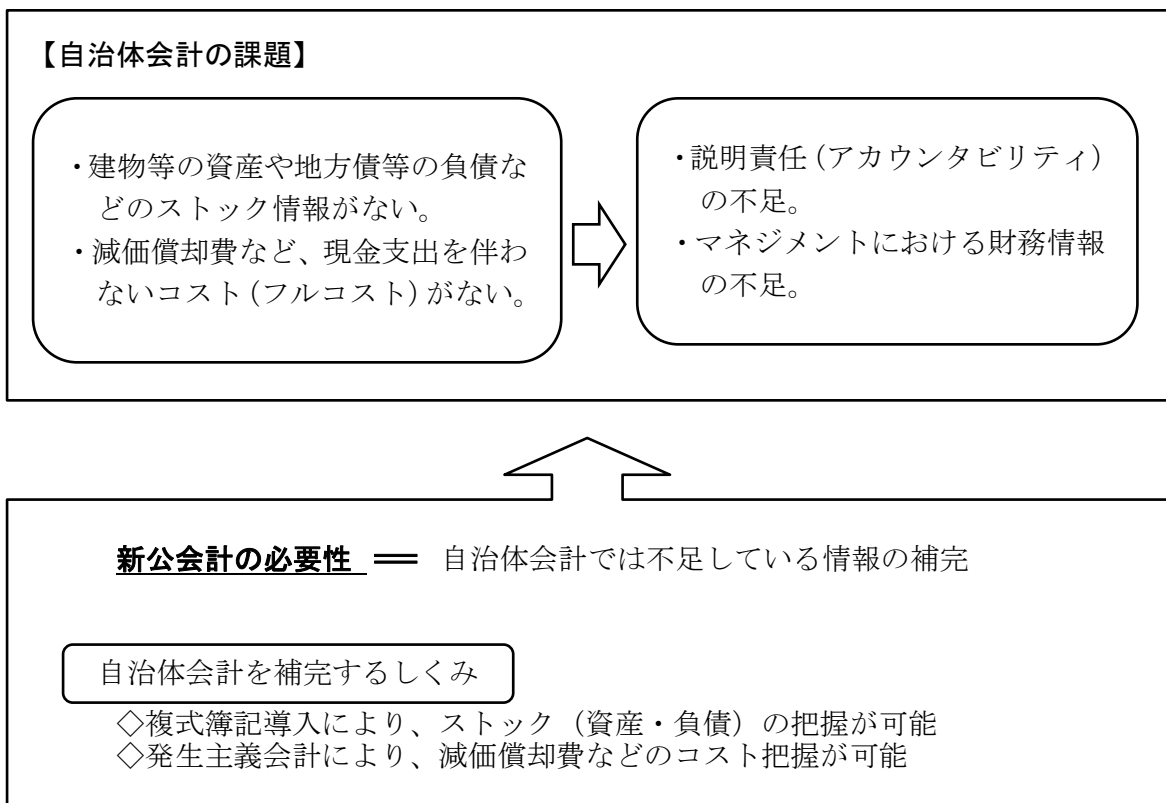
＜自治体会計と民間企業会計の違い＞

	単式簿記・現金主義（自治体）	複式簿記・発生主義（民間企業）
目的	現金収支の管理・開示	財政状態・経営成績の管理・開示
記録の対象	現金	すべての経済資源・事象 (資産、負債、純資産、収益、費用)
計上の基準	現金の収支	経済資源の変動・事象の発生
その他	出納整理期間あり	出納整理期間なし

(3) 新公会計の必要性

単式簿記・現金主義会計である自治体会計は、現金の収支のみを記録するため、予算の執行状況を管理するしくみとしては有用ですが、一方で次のような課題があります。

これらの課題に対応するために、複式簿記・発生主義会計である企業会計の考え方を取り入れた新公会計制度を充実させる必要があります。



### 3. 財務諸表について

#### (1) 世田谷区会計基準

世田谷区は東京都方式により財務諸表を作成します。

財務諸表の作成基準や作成単位、作成基準日、資産や負債の計上項目、また税金を行政コスト計算書に計上すること、資産の計上の仕方などを会計基準として定め、このルールに則った財務諸表を作成します。

#### <世田谷区会計基準>

序章	
第1章 総則	第4章 キャッシュ・フロー計算書
1 基本的な考え方	1 作成目的等
2 財務諸表の体系	2 作成基準
3 基本的作成方法	3 計上する項目
4 作成基準日	4 標準的な様式
5 計数の単位	第5章 正味資産変動計算書
第2章 貸借対照表	1 作成目的等
1 作成目的等	2 作成基準
2 作成基準	3 計上する項目
3 資産項目	4 標準的な様式
4 負債項目	第6章 注記
5 正味資産	1 重要な会計方針
6 標準的な様式	2 重要な会計方針の変更
第3章 行政コスト計算書	3 重要な後発事象
1 作成目的等	4 偶発債務
2 作成基準	5 追加情報
3 計上する項目	6 その他
4 標準的な様式	第7章 附属明細書



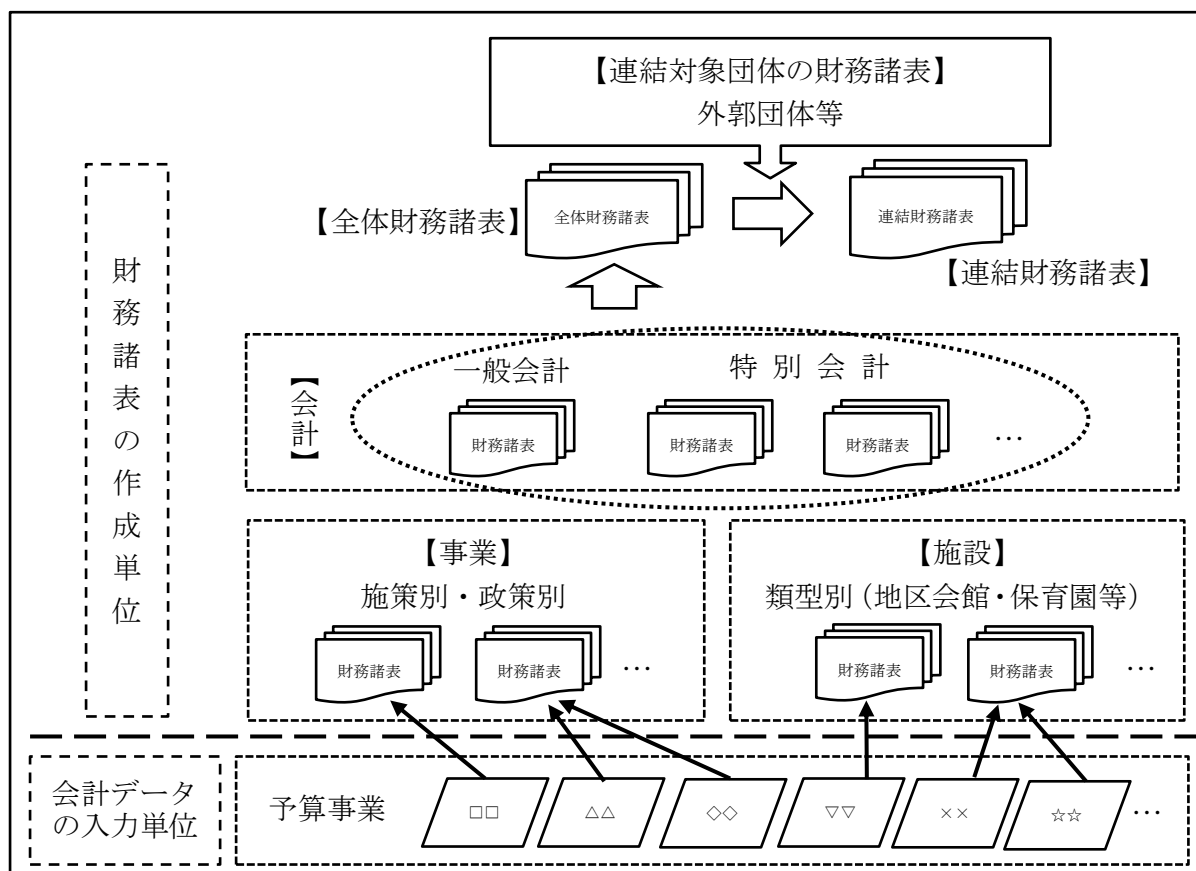
## (2) 作成する財務諸表

財務諸表は、「貸借対照表」「行政コスト計算書」「キャッシュ・フロー計算書」「正味資産変動計算書」の4表を作成します。

また、会計別の財務諸表のほか、一般会計に特別会計を合算した「全体財務諸表」、外郭団体等<sup>2</sup>を合算した「連結財務諸表」<sup>3</sup>を作成します。

会計データは予算事業を単位に入力しますので、予算事業の会計データをもとに、事業別、施設別に合算等を行うことで、必要な財務諸表を作成します。

### <財務諸表作成イメージ>



<sup>2</sup>世田谷区保健センター、世田谷区スポーツ振興財団、せたがや文化財団、世田谷トラストまちづくり、世田谷区産業振興公社、世田谷区社会福祉協議会、世田谷区社会福祉事業団、世田谷区シルバー人材センター、世田谷サービス公社、世田谷川場ふるさと公社、世田谷区土地開発公社、多摩川緑地広場管理公社、特別区競馬組合、特別区人事・厚生事務組合、東京二十三区清掃一部事務組合、臨海部広域斎場組合、東京都後期高齢者医療広域連合

<sup>3</sup>連結財務諸表の表示科目は、一般会計の表示区分に併せて設定します。

(3) 各財務諸表について

① 貸借対照表 (BS)

年度末において、区が保有する建物・土地等の「資産」、地方債等の「負債」、資産と負債の差額である「正味資産」の状況を総括的に計上したもので、過去から蓄積された資産・負債等を示すものです。

貸借対照表

年 月 日現在

科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金預金		還付未済金	
収入未済		特別区債	
地方税収入未済		短期借入金	
その他収入未済		リース債務	
不納欠損引当金		未払金	
基金積立金		賞与引当金	
財政調整基金		その他流動負債	
減債基金			
短期貸付金		II 固定負債	
貸倒引当金		特別区債	
その他流動資産		長期借入金	
II 固定資産		リース債務	
1 行政財産		退職給与引当金	
1 有形固定資産		その他引当金	
土地		その他固定負債	
建物			
工作物			
その他有形固定資産			
2 無形固定資産			
地上権			
その他無形固定資産			
2 普通財産			
1 有形固定資産			
土地			
建物			
工作物			
その他有形固定資産			
2 無形固定資産			
地上権			
その他無形固定資産			
3 重要物品			
4 インフラ資産			
1 有形固定資産			
土地			
土地以外			
5 ソフトウェア			
6 リース資産			
7 建設仮勘定			
8 投資その他の資産			
有価証券			
出資金及び出捐金			
長期貸付金			
貸倒引当金			
その他債権			
基金積立金			
減債基金			
特定目的基金			
定額運用基金			
その他投資等			
資産の部合計			
		負債の部合計	
		正味資産の部	
		正味資産	
		(うち当期正味資産増減額)	
		正味資産の部合計	
		負債及び正味資産の部合計	

② 行政コスト計算書（P L）

民間企業における損益計算書に該当しますが、行政は利益にあたる概念がありませんので、行政サービス提供のために使われたコスト（資源の消費）と財源の関係を示します。

行政コスト計算書（一般会計・特別会計）

自 年 月 日  
至 年 月 日

科 目	金額(円)
通常収支の部	
I 行政収支の部	
1 行政収入	
地方税	
地方譲与税	
地方特例交付金	
その他交付金	
特別区財政調整交付金	
国庫支出金	
都支出金	
保険料	
分担金及負担金	
使用料及手数料	
財産収入	
諸収入(受託事業収入)	
諸収入	
寄附金	
繰入金	
その他行政収入	
2 行政費用	
人件費	
物件費	
維持補修費	
扶助費	
補助費等	
投資的経費	
繰出金	
減価償却費	
不納欠損引当金繰入額	
貸倒引当金繰入額	
賞与引当金繰入額	
退職給与引当金繰入額	
その他引当金繰入額	
その他行政費用	
II 金融収支の部	
1 金融収入	
受取利息及配当金	
2 金融費用	
公債費(利子)	
特別区債発行費	
特別区債発行差金	
他会計借入金利子等	
通常収支差額	
特別収支の部	
1 特別収入	
固定資産売却益	
その他特別収入	
2 特別費用	
固定資産売却損	
固定資産除却損	
災害復旧費	
不納欠損額	
貸倒損失	
その他特別費用	
当期収支差額	

③ キャッシュ・フロー計算書（CF）

当期の現金がどのような要因で増減したかを明らかにするものです。現金の流れを、「行政サービス活動」、「社会資本整備等投資活動」、「財務活動」の3つに区分してそれぞれの収支を示し、収支の合計に繰越金を加えた額を形式収支として計上します。

キャッシュ・フロー計算書（一般会計・特別会計）

自 年 月 日  
至 年 月 日

科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
I 行政サービス活動		II 社会資本整備等投資活動	
行政サービス活動収入		社会資本整備等投資活動収入	
税収等		国庫支出金等	
地方税		国庫支出金	
地方譲与税		都支出金	
地方特例交付金		分担金及負担金	
その他交付金		財産収入	
特別区財政調整交付金		財産売払収入	
国庫支出金等		基金繰入金	
国庫支出金		財政調整基金	
都支出金		減債基金	
業務収入その他		特定目的基金	
保険料		定額運用基金	
分担金及負担金		貸付金元金回収収入等	
使用料及手数料		社会資本整備等投資活動支出	
財産収入		社会資本整備支出	
諸収入(受託事業収入)		物件費	
諸収入		補助費等	
寄附金		投資的経費	
繰入金		基金積立金	
金融収入		財政調整基金	
受取利息及配当金		減債基金	
行政サービス活動支出		特定目的基金	
行政支出		定額運用基金	
人件費		貸付金・出資金等	
物件費		貸付金	
維持補修費		出資金及び出捐金等	
扶助費		社会資本整備等投資活動収支差額	
補助費等		行政活動キャッシュ・フロー収支差額	
投資的経費		III 財務活動	
繰出金		財務活動収入	
金融支出		特別区債	
公債費(利子・手数料)		他会計借入金等	
他会計借入金利子等		基金運用金借入	
特別支出		繰入金	
災害復旧事業支出		財務活動支出	
		公債費(元金)	
		リース債務返済	
		他会計借入金等償還	
		基金運用金償還	
		財務活動収支差額	
		収支差額合計	
		前年度からの繰越金	
行政サービス活動収支差額		形式収支	

④ 正味資産変動計算書（NW）

貸借対照表の正味資産の部の一会計期間における変動要因を示したもので、変動要因の内訳を区分して計上します。

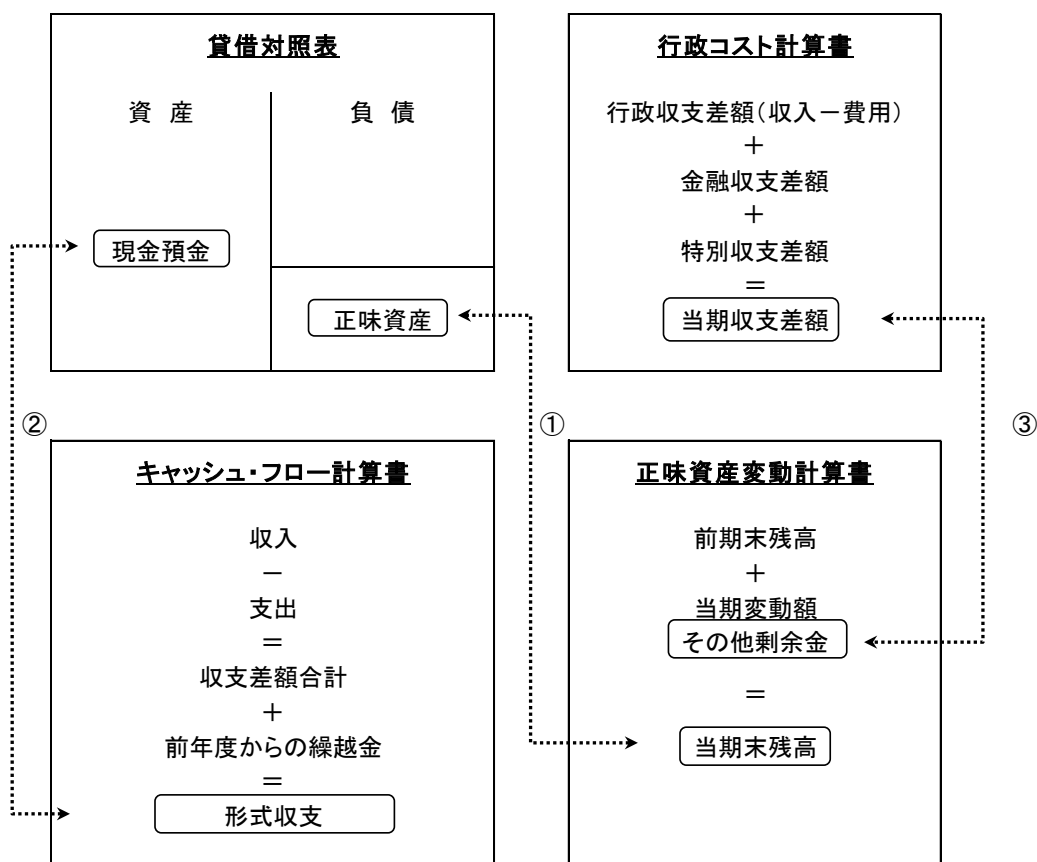
正味資産変動計算書（一般会計・特別会計）

自 年 月 日  
至 年 月 日

	正味資産							合 計
	開始 残高 相当	国庫 支出 金	都 支 出 金	負 担 金 及 繰 入 金 等	受 贈 財 産 評 価 額	会 計 間 取 引 勘 定	そ の 他 剰 余 金	
前期末残高								
当期変動額								
固定資産等の増減								
特別区債等の増減								
その他内部取引による増減								
当期収支差額								
当期末残高								

⑤ 財務諸表の関係

作成する財務4表には、次のような相関関係があります。



- ①貸借対照表の「正味資産」は、正味資産変動計算書の「当期末残高」と一致します。
- ②貸借対照表の「現金預金」は、キャッシュ・フロー計算書の「形式収支」と一致します。
- ③行政コスト計算書の「当期収支差額」は、正味資産変動計算書の「其他剰余金」の当期変動額と一致します。

(4) 固定資産台帳について

固定資産台帳は、固定資産の取得から除却処分に至るまでを管理する台帳で、取得価額などの資産の金額情報、耐用年数、減価償却等のデータを網羅的に記載したものです。財務諸表作成の基礎となる補助簿の役割を果たします。

固定資産台帳は、地方自治法で規定される公有財産、道路や橋梁などのインフラ資産、物品（重要物品）などを対象とします。ソフトウェアやリース資産についても、世田谷区会計基準において資産計上する基準を定め、該当するものを固定資産として台帳に計上します。

### Ⅲ 新公会計制度の活用について

平成30年度から導入した新公会計制度に基づいた決算について、複式簿記・発生主義会計による財務諸表を、平成31年度から財務会計システムにより作成し、行政経営改革の取組み等に活用していきます。

#### 1 財政の見える化への活用

現行の自治体会計では不足している情報を補完する観点から、説明責任（アカウンタビリティ）の充実や区政の透明性の確保も踏まえて、財務諸表や整備した固定資産台帳を使って、財政の見える化を、一層進めていきます。

#### 2 行政経営マネジメントへの活用

減価償却費も含めたフルコスト情報と事業目的や成果といった非財務情報を交えた分析を行うことにより、事業の改善・見直しを進めるなど、行政経営マネジメントへの活用を図っていきます。

#### 3 活用に向けた人材育成

上記1、2の活用の着実な実現に向けて、職員研修の実施をはじめとした人材育成の取組みを進め、職員の意識改革を促していきます。

#### ○個別の活用計画

1. 財政の見える化への活用	
1-①	財務諸表の決算への活用及びこれに基づく対応
1-②	新公会計制度導入を踏まえた財務情報の充実
1-③	固定資産台帳の整備充実・公表
2. 行政経営マネジメントへの活用	
2-①	行政評価の再構築
2-②	公共施設等総合管理計画に基づく取組み
2-③	区民負担等の適切な見直し
3. 活用に向けた人材育成	
3-①	新公会計制度活用に向けた人材育成

## 1－①財務諸表の決算への活用及びこれに基づく対応（会計室、政策経営部）

### 1 目的

区の説明責任（アカウンタビリティ）を一層果たしていくことを目指して取り組みます。

### 2 現状と課題

現在の自治体会計の決算については、地方自治法等の法令が手続きを規定しています。具体的には、「会計管理者は、出納が閉鎖された5月31日から3ヶ月以内に、決算を調製し、決算及びその他政令で定める書類等を当該自治体の長に提出します。長は、それらを監査委員の審査に付したうえ、決算を議会の認定に付します。その際、決算に対する監査委員の意見、主要な施策の成果を示す書類及びその他政令で定める書類を併せて提出します（地方自治法第233条）。」となっています。

一方、区が作成する財務諸表については、地方自治法等の法令が手続きを規定していないため、自治体独自の判断が求められています。

### 3 取組みの方向性

決算の認定にあたって、決算の参考資料として、財務諸表を取り入れます。

### 4 取組み内容

#### (1)「会計別及び各会計合算財務諸表」の提出

会計別及び各会計を合算した財務4表を世田谷区会計事務規則において決算参考書に規定し、議会に報告します。また、財務諸表をわかりやすく解説した、財務諸表【概要版】を作成します。

#### (2)「主要施策の成果」への財務諸表（行政コスト計算書）の掲載

主要な施策の成果を説明する書類として議会に提出している「主要施策の成果」の主要事業の説明に、行政コスト計算書を掲載します。



〈実現に向けた取組み〉

項 目	現況(30年度)	31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)
(1)「会計別及び各会計合算財務諸表」の提出	財務データの蓄積、財務諸表作成準備	・財務諸表の作成、議会へ報告 ・財務諸表【概要版】の作成	・財務諸表【概要版】の内容充実（年度間比較）	→ ・財務諸表【概要版】の内容充実（経年比較）
(2)「主要施策の成果」への財務諸表（行政コスト計算書）の掲載	財務データの蓄積、財務諸表作成準備	「主要施策の成果」の主要事業の説明に行政コスト計算書を掲載	→	→

○財務諸表【概要版】のイメージ

参考：荒川区



～ 財務諸表（4表）の見かたを解説します。～

「貸借対照表（BS）」「行政コスト計算書（PL）」「キャッシュ・フロー計算書（CF）」「正味資産変動計算書（NW）」について、勘定科目の説明や、それぞれが何をあらわしているかをわかりやすく解説します。

貸借対照表と行政コスト計算書（例）

貸借対照表

早速、実際の荒川区の平成29年度財務諸表をみてみましょうか。まず、貸借対照表からね。

**貸借対照表（一般会計）**  
(平成30年3月31日現在)

資産		負債	
現金預金	24億円	特別区債	187億円
基金積立金	341億円	買与・退職給付引当金	98億円
公共施設	1,537億円	その他	6億円
道路資産	1,890億円	<b>負債合計</b>	<b>290億円</b>
その他	122億円	正味財産	3,623億円
<b>資産合計</b>	<b>3,914億円</b>	負債対正味財産比率	3,914億円

**【資産の内訳】**

現金預金	24億円 (0.6%)	基金積立金	341億円 (8.7%)
公共施設	1,537億円 (39.3%)	道路資産	1,890億円 (48.3%)
その他	122億円 (3.1%)	<b>公共施設+道路資産</b>	<b>3,427億円 (87.6%)</b>

行政コスト計算書

次は行政コスト計算書ね。行政コスト計算書は「行政収支」「金融収支」「特別収支」の3つの区分があるけど、主な収支である「行政収支」を見てみるわね。

**行政コスト計算書（一般会計）**  
<行政収支>  
(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

費用		収入	
人件費	147億円	特別区債	169億円
委託料や物品購入費等	181億円	特別区財政調整交付金	381億円
福祉給付等	287億円	国庫・都支出金	231億円
減価償却費	31億円	使用料及び手数料	22億円
その他	204億円	その他	85億円
<b>合計</b>	<b>851億円</b>	<b>合計</b>	<b>888億円</b>
<b>当期収支差額</b>	<b>38億円</b>		

**【費用の内訳】**

福祉給付等	287億円 (33.7%)	委託料や物品購入費等	181億円 (21.3%)
人件費	147億円 (17.3%)	減価償却費	31億円 (3.6%)
その他	204億円 (24.0%)		

**(例)「行政コスト計算書（P L）」の見かた**

行政コスト計算書とは、1年間の行政活動のうち、資産形成にあたらぬ行政サービスの費用と収入を示したものです。費用には減価償却費や各種引当金の繰入額等、現金の支出を伴わないものが含まれフルコストが見えます。

※2年目以降は年度間での比較により説明、分析することが可能です。

行政コスト計算書（P L）

	科目	2018年度	2019年度 金額(円)	増減
<b>行政収支</b> 行政の通常の活動による収支	通常収支の部			
	<b>I 行政収支の部</b>			
	1 行政収入			
	地方税			
	国庫支出金			
	都支出金			
	保険料			
	分担金及負担金			
	使用料及手数料			
	など			
<b>金融収支</b> 預金利子や、資金調達のためのコスト（特別区債の利子など）を反映した収支	2 行政費用			
	① 人件費			
	物件費			
	維持補修費			
	扶助費			
	② 減価償却費			
	③ { 不納欠損引当金繰入額			
	賞与引当金繰入額			
	退職給与引当金繰入額			
	など			
<b>通常収支差額</b> 行政収支差額と金融収支差額の合計	<b>II 金融収支の部</b>			
	1 金融収入			
	受取利息及配当金			
<b>特別収支</b> 固定資産の売却損益など、特別な事情により発生する収支	2 金融費用			
	公債費（利子）			
	など			
<b>当期収支差額</b> 通常収支差額と特別収支差額の合計	通常収支差額			
	<b>III 特別収支の部</b>			
	1 特別収入			
	固定資産売却益			
	その他特別収入			
	2 特別費用			
	固定資産売却損			
	固定資産除却損			
	災害復旧費			
	など			
	当期収支差額			

◆費用となるもの◆

- ① 人件費  
費用（コスト）として計上します。
- ② 減価償却費  
固定資産（建物、重要物品など）の価値の減少分を費用（コスト）として計上します。
- ③ 引当金繰入額  
引当金は将来の資産の減少等に備え資産・負債に計上します。引当金繰入額は当期の引当金の発生額を費用（コスト）として計上します。

## 1-②新公会計制度導入を踏まえた財務情報の充実（政策経営部、会計室、各部）

### 1 目的

企業会計手法からみた財政状況をよりわかりやすく分析して公表することを目指して取り組みます。

### 2 現状と課題

区では、公会計の情報に加え、保有資産の状況や減価償却費などを加えたフルコストによる正確な費用を把握し、財政状況をよりわかりやすく分析するため、企業会計手法による会計別の財務諸表や、施設別行政コスト、トピックスとして、特定事業（区立保育園・新BOP・図書館）の行政コスト情報を作成し、「世田谷区の財政状況」で公表しています。今後も、区の財政状況を区民がより理解しやすいものとなるよう、財務情報に内容を充実し精度向上を図ることは重要な課題です。

### 3 取組みの方向性

公表する財務情報の一層の内容充実と精度向上に向けた取組みを進めていきます。

### 4 取組み内容

#### (1) 区民にわかりやすい財務情報の作成、公表

新公会計制度の導入を踏まえ、財務情報の内容充実と精度向上を図るとともに、施設別財務諸表や、施設別行政コスト、トピックスとしての特定事業における財務諸表の掲載充実、自治体間比較など、より区民にわかりやすい財務情報の作成と公表に取り組みます。

#### 〈実現に向けた取組み〉

項目	現況(30年度)	31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)
(1) 区民にわかりやすい財務情報の作成、公表	施設別財務諸表及び行政コスト計算の公表準備（施設経営情報システム改修）	実施		→

## 1－③固定資産台帳の整備充実・公表（財務部）

### 1 目的

財務諸表を作成するために不可欠な補助簿である固定資産台帳をよりわかりやすく整備するとともに、情報公開のさらなる推進を目指して取り組みます。

### 2 現状と課題

固定資産台帳は財務諸表の作成に必要な情報を備えた補助簿であるため、適切な整備・管理・更新を進めていくことが必要不可欠です。

また、国からは、公共施設等総合管理計画と固定資産台帳整備は一連の取組みとして、民間事業者によるPPP/PFI事業への参入促進につなげる目的で、固定資産台帳での資産状況の公表、資産の用途や売却可能区分を含めた公表検討にも留意することが要請されています。

しかし、現状の固定資産台帳のデータは、土地、建物等の資産情報が羅列されたもので、施設単位で一覧化されていないため、区民に見やすい形式で公表するための検討が必要です。

### 3 取組みの方向性

財務諸表作成の基礎となる補助簿の役割を十分確保するとともに、財務諸表の公表にあわせ、平成31年度から固定資産台帳の公表を行っていきます。

### 4 取組み内容

#### (1) 固定資産台帳の整備充実・公表

平成30年度より運用を開始した新公会計制度において、固定資産台帳の整備を図り、適宜適切な管理・更新等を行っていきます。

固定資産として計上すべき項目の精査を行った上で、公表する内容及び手法を検討し、平成31年度中に固定資産台帳を公表します。

#### 〈実現に向けた取組み〉

項目	現況(30年度)	31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)
(1) 固定資産台帳の整備充実・公表	・固定資産台帳整備 ・固定資産情報の内容、項目の分析 ・固定資産台帳公表内容、項目検討	・固定資産台帳の管理 ・固定資産台帳公表	→	→
			・固定資産台帳公表内容、項目精査	・固定資産台帳の公表内容、形式検証

資料

○固定資産台帳の公表イメージ

平成31年度中にホームページで固定資産台帳を公表します。  
 こちらは、公表する固定資産台帳のイメージです。

取得日	資産区分 名称	資産勘定名称	仕訳計上所属名称	取得価格	減価償却額
昭和50年2月25日	土地	BS(固定資産)行政財産)土地	教育*教育環境課	1,598,980,317	0
昭和33年6月30日	土地	BS(固定資産)行政財産)土地	教育*教育環境課	89,014,302	0
昭和32年8月8日	土地	BS(固定資産)行政財産)土地	教育*教育環境課	68,593,793	0
昭和53年3月23日	土地	BS(固定資産)行政財産)土地	碓支*地域振興課	11,907,497	0
昭和46年7月10日	土地	BS(固定資産)行政財産)土地	子若*児童課	20,513,614	0
昭和41年3月30日	土地	BS(固定資産)行政財産)土地	子若*児童課	10,301,804	0
昭和55年7月24日	土地	BS(固定資産)行政財産)土地	鳥支*地域振興課	112,454,375	0
		}			
昭和51年10月30日	建物	BS(固定資産)行政財産)建物取得額	教育*教育環境課	562,790,000	507,636,580
平成9年2月27日	建物	BS(固定資産)行政財産)建物取得額	教育*教育環境課	1,720,730,000	37,856,060
平成29年2月28日	建物	BS(固定資産)行政財産)建物取得額	教育*教育環境課	1,226,070,259	26,973,545
昭和57年12月21日	建物	BS(固定資産)行政財産)建物取得額	碓支*地域振興課	148,277,000	2,965,540
昭和51年3月31日	建物	BS(固定資産)行政財産)建物取得額	子若*児童課	233,393,000	5,134,646
昭和62年2月17日	建物	BS(固定資産)行政財産)建物取得額	子若*児童課	34,810,000	1,044,300
昭和56年11月18日	建物	BS(固定資産)行政財産)建物取得額	鳥支*地域振興課	91,458,000	1,829,160
		}			
昭和52年3月31日	工作物	BS(固定資産)行政)工作物取得額	教育*教育環境課	15,052,000	301,040
平成29年2月23日	工作物	BS(固定資産)行政)工作物取得額	教育*教育環境課	20,676,000	1,385,292
平成10年2月24日	工作物	BS(固定資産)行政)工作物取得額	教育*教育環境課	8,116,000	0
昭和52年3月31日	工作物	BS(固定資産)行政)工作物取得額	教育*教育環境課	13,633,000	0
昭和56年3月27日	工作物	BS(固定資産)行政)工作物取得額	碓支*地域振興課	1,671,000	33,420
昭和51年10月4日	工作物	BS(固定資産)行政)工作物取得額	子若*児童課	1,681,000	0
平成5年3月19日	工作物	BS(固定資産)行政)工作物取得額	子若*児童課	11,540,000	392,360
平成57年3月16日	工作物	BS(固定資産)行政)工作物取得額	鳥支*地域振興課	14,958,000	1,002,186
		}			

残高価額	件名	所在地	財産区分名称	用途	地目	数量	単位
1,598,980,317	○○中学校	※※ 3丁目219	行政財産		学校用地	14651	m <sup>2</sup>
89,014,302	△△小学校	※※ 4丁目21-3	行政財産		学校用地	10551	m <sup>2</sup>
68,593,793	■●小学校	※※ 2丁目1045-2	行政財産		宅地	9476	m <sup>2</sup>
11,907,497	○○○地区会館	※※ 4丁目2052-3	行政財産		宅地	88	m <sup>2</sup>
20,513,614	◎◎保育園	※※ 5丁目787-3	行政財産		宅地	229.83	m <sup>2</sup>
10,301,804	●●保育園	※※ 3丁目1159-4	行政財産		宅地	1056.73	m <sup>2</sup>
112,454,375	△△△地区会館	※※ 3丁目712-2	行政財産		畑	330	m <sup>2</sup>
		§					
55,153,420	○○中学校	※※ 3丁目219	行政財産	校舎・園舎棟		2414.25	m <sup>2</sup>
1,682,873,940	△△小学校	※※ 4丁目21-3	行政財産	校舎・園舎棟		7039.87	m <sup>2</sup>
1,199,096,714	■●小学校	※※ 2丁目	行政財産	校舎・園舎棟		4791.16	m <sup>2</sup>
145,311,460	○○○地区会館	※※ 4丁目2052-3	行政財産	集会棟		493.99	m <sup>2</sup>
228,258,354	◎◎保育園	※※ 5丁目787-10	行政財産	園舎棟		520.03	m <sup>2</sup>
33,765,700	●●保育園	※※ 3丁目1159-4	行政財産	園舎棟		25.8	m <sup>2</sup>
89,628,840	△△△地区会館	※※ 3丁目712-5	行政財産	集会棟		356.01	m <sup>2</sup>
		§					
14,750,960	○○中学校	※※ 3丁目	行政財産	花壇・植栽棚		1	個
19,290,708	■●小学校	※※ 2丁目	行政財産	雑工作物		1	式
8,116,000	△△小学校	※※ 4丁目	行政財産	門・囲い		1	個
13,633,000	○○中学校	※※ 3丁目	行政財産	門・囲い		1	個
1,637,580	○○○地区会館	※※ 4丁目	行政財産	花壇・植栽棚		1	個
1,681,000	◎◎保育園	※※ 5丁目	行政財産	門・囲い		1	個
11,147,640	●●保育園	※※ 3丁目	行政財産	プール		1	個
13,955,814	△△△地区会館	※※ 3丁目	行政財産	雑工作物		1	式
		§					

## 2-①行政評価の再構築（政策経営部、各部）

### 1 目的

行政評価を再構築し、企業会計を活用したフルコストの把握に基づく分析、評価を行い、客観的な指標に基づく事業の改善、見直しを進めます。

### 2 現状と課題

行政需要が多様化、複雑化し、区民ニーズや政策目的が事業間で相互に関連しあっており、事業の見直しは、かつてよりも難しい状況の中にありますが、今後、高齢者人口や公共施設更新需要が確実に増加することから、現在の行政サービス水準を維持するためには、不断の事業の見直し、経営改革が求められています。しかし、現行の行政評価システムは実績の評価が中心となっており、目標達成に要したコストの分析や目標の達成状況（事業の成果）の評価は十分に行われていません。

### 3 取組みの方向性

新実施計画（後期）の策定、新公会計制度の導入（平成30年度）、外部評価委員会の提言（平成28年度）を受け、行政評価をこれまでの実績管理に重点を置いた評価から、成果とコストを重視した評価へとあり方を転換し、客観的な指標に基づく事業の改善・見直しを進められるよう再構築を図ります。

将来的には、事業の達成度、投入したコストなどにより決算時に客観的に評価され、事業の改善・見直しを各部が主体的に進め、予算提示額の枠内については、各部の主体的な判断を優先させた予算編成となるよう、決算を重視した行政経営を目指します。

### 4 取組み内容

#### (1) 主要施策の成果（政策評価、施策評価）

主要施策の成果に、財務諸表（行政コスト計算書）を掲載し、フルコストを示します。また、新実施計画においてあらかじめ設定した成果指標や行動量の実績等、目標の達成状況を踏まえた評価や行動量の単位あたりコスト分析による客観的な評価等を行うことができるようにします。

#### (2) 事業手法の見直し、業務改善（事務事業評価）

あらかじめ設定した成果指標や行動量、目標の達成状況を踏まえた評価、行動量の単位あたりによるコスト分析による客観的な評価を行うとともに、事業を取り巻く社会背景や他の施策、事業の関わりを踏まえた事業固有の視点から総合的な評価を行うことができるようにします。評価結果に基づき、事業の改善や手法の最適化等の取組みについて、新実施計画の「行政経営改革の取組み」に追加し、計画的に推進します。また、翌年度以降の予算編成において活用し、取組みの進捗状況を反映させていきます。



〈実現に向けた取組み〉

項 目	現況(30年度)	31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)
(1) 主要施策の成果（政策評価、施策評価）	参加と協働のプロセス評価、コスト分析と成果の達成度評価を行うための評価表の作成	実施 →		→
(2) 事業手法の見直し、業務改善（事務事業評価）	事業のフルコスト算出、コスト分析と成果の達成度評価、必要性、有効性等の視点別評価による総合評価表の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務事業評価の実施</li> <li>・行政経営改革の新規取組みの抽出</li> <li>・多様なコスト分析手法の検討、実施(類似事業間比較)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→</li> <li>→</li> <li>・多様なコスト分析手法の検討、実施(経年比較等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→</li> <li>→</li> <li>・多様なコスト分析手法の実施</li> </ul>

## 「政策評価」

## 重点政策1 子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進

科 目		予 算 現 額	決 算 額	不 用 額 又 は 財源増△減額	執行率又は 収 入 率
民 教	生 育 費	2,418,630,537	2,058,125,763	360,504,774	85.1
	費	160,717,000	131,704,823	29,012,177	81.9
特定 財源	国庫支出金	15,479,000	26,428,000	10,949,000	170.7
	都支出金	2,188,053,000	1,989,339,000	△198,714,000	90.9
	諸収入	20,000	7,752	△12,248	38.8

## (1) 政策目的

子ども・子育て応援都市を推進します

## (2) 4年間の取組み方針と重点政策を構成する新実施計画事業

取組み方針	新実施計画事業名	主管部	頁
①保育待機児童の解消、幼児教育・保育の推進	保育・幼児教育の充実	保育担当部	100
②妊娠期からの切れ目のない支援、地域の子育て力の向上	家庭・地域における子育て支援の推進	子ども・若者部	100
	妊娠期からの切れ目のない支援（世田谷版ネウボラ）の推進	子ども・若者部	100
③子どもや若者の活動を支え、成長を促す環境づくり	若者の交流と活動の推進	子ども・若者部	100
	子どもの成長と活動の支援	子ども・若者部	100
④支援が必要な子どもへの総合的な支援、効果的な児童相談行政の推進	特別支援教育の充実	教育委員会事務局	100
	支援を必要とする子どもと家庭のサポート	子ども・若者部	100
	教育相談・不登校対策の充実	教育委員会事務局	100
	効果的な児童相談行政の推進【新規】	子ども・若者部	100
⑤質の高い教育の推進、学校経営力の向上	「世田谷9年教育」の推進	教育委員会事務局	100
	世田谷の教育を推進する拠点づくり～教育総合センター～	教育委員会事務局	100

## (3) 政策の成果

成果指標名	策定時 29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2019)	33年度 目標値	達成 状況
子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合	56.4%	58.2%			65.0%	89.5%
地域で子育てに関わる区民の割合	7.6%	8.1%			15.0%	54.0%



「施策評価（分野別政策に基づく取組み）」

※決算数値 (A) (B) (C) が一致する。

Ⅱ 子ども若者・教育

13 知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造（教育委員会事務局）

科 目		予 算 現 額	決 算 額	不 用 額 又 は 財 源 増 △ 減 額	執 行 率 又 は 収 入 率
		円	円	円	%
(教育費)教育総務費		364,334,000	(C) { 356,923,125	7,410,875	98.0
(教育費)社会教育費		127,277,000			
特定 財源	国庫支出金 都支出金	1,403,000	(A) { 1,260,000	△143,000	89.8
		1,403,000			

(1) 事業目的

図書館を拠点として、区民の多様な文化・学習活動と地域コミュニティづくりを支援します。

(2) 4年間の取組み方針

- ①・より多くの区民が図書館を活用できるよう、学習や暮らしに役立ち、交流の場ともなる魅力的な図書館づくりを進め、図書館活動への区民参加を促進します。
- ②・乳幼児期からの子どもの読書活動の推進を図るとともに、学齢期、青年期と継続した読書活動につなげ、全世代への読書活動の広がりを図ります。
- ③・課題解決を支援するレファレンス機能の充実と活用法のPR、地域資料の充実を図ります。
- ④・学校図書館司書の委託による配置の全校実施、学校図書館と区立図書館の連携を図ります。

(3) 実現に向けた取組み（行動量）の実績

方針	項目	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	総量	
①	中央図書館の 機能拡充	当初計画	多文化体験コーナーの開設 整備方針の策定	整備方針に基づく 取組み	整備方針に基づく 取組み	整備方針に基づく 取組み	—
		修正計画	—	—	—	—	—
		実績	多文化体験コーナーの開設 整備方針の策定				
	梅丘図書館の 機能整備	当初計画	基本設計	実施設計	改築工事	開設	—
		修正計画	—	—	—	—	—
		実績	基本設計				
①②	図書館活動に 関わるボランティア登録人数 (年度当初数)	当初計画	16人 計414人	20人 計434人	20人 計454人	20人 計474人	76人
		修正計画	—	—	—	—	—
		実績	16人 計414人				



(裏 面)

2) 財務関連データ

①行政コスト計算書

(千円)

勘定科目	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
通常収支の部 収支差額 (a=b+e)	△487,187			
行政収支の部 収支差額 (b=c-d)	△487,187			
行政収入 (c)	2,520			
国庫支出金	1,260			
都支出金	1,260			
使用料及び利用料	0			
その他	0			
行政費用 (d)	489,707			
人件費	12,141			
物件費	477,566			
うち委託料	402,713			
維持補修費	0			
扶助費	0			
補助費等	0			
投資的経費	0			
減価償却費	0			
その他	0			
金融収支の部 収支差額 (e)	0			
特別収支の部 収支差額 (f)	0			
当期収支差額 (a+f)	△487,187			

②30 年度 (2018 年度) の施策に関わる人員

係長	係員	再任用 (短)	非常勤	計

3) 行動量の単位あたりコスト (千円)

方針	取組み項目	30 年度 (2018 年 度) 実績 (a)	単 位	人 員 (人)	フルコスト (b=e+f)	フルコスト内訳			単位あ たりコ スト (b/a)
						差引直接コスト (e=d-c)		差引間接 コスト (f)	
						収入 (c)	費用 (d)		
①	中央図書館の機能拡充	多文化体験コーナーの開設 整備方針の策定	—						
	梅丘図書館の機能整備	基本設計	—						
① ②	図書館活動に関 わるボランティア 登録人数 (年 度当初数)	12	人						
① ③	図書館活用講 座、情報検索講 座等の開催	2	回						
	地域資料新規受 入	2,620	点						
② ④	調べ学習資料貸 出件数	380	件						

方針	取組み項目	30年度 (2018年度)実績 (a)	単位	人員 (人)	フルコスト (b=e+f)	フルコスト内訳			単位あたりコスト (b/a)
						差引直接コスト (e=d-c)		差引間接コスト (f)	
						収入 (c)	費用 (d)		
④	学校図書館運営体制の改善・充実 (運営体制の移行)	68 ※運営体制の移行数は16校	校						
その他 (予算事業別)	指導補助員等配置								
	生涯学習拠点としての図書館の充実								
	子ども読書活動の推進								
政策経費小計									
総合計									

(A)
(B+C+D)
(B)

**(7) 事業の成果**

方針	成果指標	策定時 29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021) 目標値	達成状況
①	個人登録率	39.6%	39.8%			40.4%	98.5%
③	レファレンス受付件数(年間)	80,800件	78,000件			82,800件	94.2%
	来館者調査における図書館利用の成果度	59.7%	59.7%			60.0%	99.5%
④	学校図書館運営体制の改善・充実 a) 運営体制移行済校	52校	68校			90校	75.6%
	b) 1校あたりの年間利用者数(運営体制移行校)	9,044人	11,200人			20,000人	56.0%

**(8) 成果の達成状況に対する評価等**

1) 成果の達成状況に対する評価(達成状況・成果目標を達成できなかった場合の要因・分析、解決策)


2) 課題及び今後の進め方


# 「事務事業評価」

## ■事業概要

予算事業番号	****	予算事業名	〇〇制度利用促進	所管課名	〇〇部〇〇課
根拠法令	〇〇制度の利用の促進に関する法律（以下「法」という）			計画掲載	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (第*期〇〇計画)
目的	身寄りがいない区民が日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるよう支援することを目的とする。				
概要	〇〇制度に基づき日常生活を営むことが困難となった身寄りがいない区民が地域で安心して生活を継続できるよう支援する。区民の心身の状況や財産状況等に応じて区職員又は専門家、区民ボランティアが区長の委嘱により日常生活の支援を行う。また、制度が積極的に利用されるよう利用相談窓口を設置するとともに、利用料金の助成を行う。				
対象	当該事業に対する需要量(a)		当該事業の供給量(b)		充足率 (b/a)
	内容	〇〇制度による支援が必要な区民及び家族等	要件	同左	
	需要量	56,000人 (内訳) 【14,000人(i+ii)×4人(本人と関係者)】 ・新たに要介護3以上と認定された区内の高齢者数(i) ・新たに障害支援区分3以上と判定された区内の知的障害者、精神障害者数(ii)	対象数	56,000人	
実現に向けた 主な取組み 【行動量※】	番号	取組み名(行動量)	内容		
	①	区ケースワーカーによる支援	親族がいない区民に対して、区職員が〇〇制度に基づく支援を行う。		
	②	制度利用料金助成	生活保護受給者等に対して、〇〇制度に基づく専門職による支援利用に伴う料金の助成を行う。		
	③	区民ボランティア支援	区民ボランティアを育成し、区民ボランティアが区ケースワーカーに代わって支援を行う。		
	④	支援センターによる相談	〇〇制度の利用の相談を社会福祉法人に委託し、実施する。		
各取組みに対する広報、PR					
① ② ③ ④	区及び社会福祉法人のHP、区報、区PRコーナー、公共施設へのチラシを配架する。また、窓口等で制度のハンドブックを配布し区民等に対して制度の普及啓発を図る。				
各取組みに対する区民・事業者等との協働					
③ ④	区民ボランティアが制度の普及啓発を行う。また、区ケースワーカー支援案件のうち、区民ボランティア受任基準に該当する案件については、区民ボランティアが支援を行う。				
各取組みの近隣自治体の実施状況					
③ ④	制度の利用相談と区民ボランティアの育成・活用については、法において市区町村の役割として位置づけられており、全ての区市町村で実施されている。実際に区民ボランティアが区ケースワーカーに代わって支援を行っている実績がある区は、世田谷区と品川区とのみである。				

※行動量：成果の実現に向けた主な取組みを数値で表すもの。番号は該当する行動量を示す。



## ■分析・評価の視点

認知症の高齢者の増加に伴い、〇〇制度へのニーズが高まっている。〇〇制度の活用による支援者は、これまで親族が中心であったが、直近の5年間で専門職が担う割合が3割から7割に増加した。この変化にともない、区による利用料金助成件数が伸び続けている。

一方でこの間区は、区民ボランティアの育成・活用にも積極的に取り組んでおり、区民ボランティアが区職員や専門職に代わって区民を支援してきた。

増加する支援ニーズに対して限られた財源で持続的に応えていくためには、区民ボランティアの活用に注力することが必要である。

## ■事業に係る人員（人）

項目	係長	係員	再任用 (短)	非常勤	計
事務分担割合	0.8	2.8	0	0	3.6

## ■実現に向けた主な取組み（行動量）

番号	取組み項目	単位	30年度実績 (2018年度)	31年度見込み (2019年度)	32年度計画 (2020年度)	33年度計画 (2021年度)
①	区ケースワーカーによる支援	件	54	60	60	60
②	制度利用報酬助成	件	29	30	30	30
③	区民ボランティア支援	件	60	90	120	150
④	支援センターによる相談	件	1,500	1,750	2,000	2,250

## ■事業に係るフルコスト（千円）

項目		30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	
フルコスト(b-a+c)		78,794				
差引直接コスト	収入(a)	13,408				
	費用(b)	83,180				
	内訳	人件費	25,590			
		物件費	49,685			
		扶助費	0			
		補助費等	7,856			
		減価償却費	0			
その他費用	0					
差引間接コスト(c)		9,022				

(裏面)

■行動量の単位あたりコスト分析 (千円)

番号	取組み項目	評価年度実績 (a)	単位	人員 (人)	フルコスト (b=e+f)	フルコスト内訳			単位あたりコスト (b/a)	
						差引直接コスト (e=d-c)		差引間接コスト (f)		
						収入 (c)	費用 (d)			
							内人件費			
①	区ケースワーカーによる支援	54	件	3.2	31,046	615	23,546	23,016	8,115	575
②	制度利用報酬助成	29	件	0.1	5,883	2,500	8,080	858	302	203
③	区民ボランティア支援	60	件	0.1	1,602	0	1,350	715	252	27
④	支援センターによる相談	1,500	件	0.1	39,650	10,294	49,641	858	302	26
その他				0.1	614	0	564	143	50	
合計				3.6	78,794	13,408	83,180	25,590	9,022	

■事業の成果

項目		単位	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	目標値 33年度 (2021年度)末
区民ボランティア支援件数	実績	件	60				150
	達成状況	%	40.0				

■視点別の評価

	視点	項目	所管課評価	評価の理由・説明
視点別評価	必要性	事業に対する区民ニーズの変化	■増傾向 □横ばい □減傾向 □質的变化あり □その他	高齢者の増加に伴い、〇〇制度による支援のニーズが高まっている。
		国、民間等他主体への代替	■可能 □不可	弁護士や社会福祉士等の専門職と連携し、役割分担することで区の取組みの一部を民間代替することが可能である。
		事業を廃止した場合の影響	■大きい □中位 □小さい	法において自治体の役割が明文化されており、事業を廃止することは出来ない。
	有効性 (成果)	成果の達成状況	□高い ■中位 □低い	〇〇制度の需要量に対しては、低い達成状況であるが、33年度目標に対しては順調に成果を伸ばすことができた。
		手法の有効性	□大きい ■中位 □小さい	支援件数が29年度と比べ増加していることから手法は有効であると考えられる。
	効率性 (コスト)	単位あたりコストの妥当性	□妥当 ■見直しが必要	助成金交付にあたり、膨大な資料の精査、書類作成が必要であることから、RPAによる自動化を含め検討する。
		類似事業との統合の可能性	■あり □難しい □類似事業はない	▲▲相談事業や××支援事業と目的が重複しているため、事業を整理する必要がある。
		外部委託化の可能性	□あり □なし ■実施済	利用支援事業や区民ボランティアの育成・支援を既に委託している。
更なるコスト削減の可能性		■あり □なし	区民ボランティアが活躍できるケースを拡充することでコスト削減が可能となる。	

視点	項目	所管課評価	評価の理由・説明
公平性 (対象)	対象の妥当性	<input type="checkbox"/> 妥当 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しが必要	需要量と実績が大幅に離れていることから需要量をより正確に推計する必要がある。
	利用者負担	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 妥当な水準である <input type="checkbox"/> 見直しが必要
		<input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 導入が必要 <input type="checkbox"/> 導入は困難 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	所得制限	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 妥当な水準である <input type="checkbox"/> 見直しが必要
		<input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 導入が必要 <input type="checkbox"/> 導入は困難 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	協働 (手法)	区民・事業者等との協働の拡充の可能性	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 協働は困難、又は馴染まない

### ■総合評価

所管評価 (1次)	今後の方針	A <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 B <input checked="" type="checkbox"/> 改善・変更 C <input type="checkbox"/> 縮小、見直し(廃止含む) <input type="checkbox"/> 統合による終了
	主管課長 所見及び 改善方針	<p>区民ボランティアが担う案件については、制度がスタートした平成20年度に策定された「区民ボランティア受任基準」に該当した利用者とのマッチングされた案件に限られてきた。</p> <p>区民ボランティアがより一層活躍できるよう、これまでの実績や知見、経験を元に基準の見直しについて検討し、区民ボランティアが受任できる案件を拡充させる。</p> <p>区民ボランティアの活動を拡充することで、今後増加する事業総経費の抑制に取り組む。</p> <p>また、相談事業について、他所管との重複事業を見直し、統廃合を行うとともに、民間でできることは民営に移行できるよう見直しを行う。</p>
政経部評価 (2次)	今後の方針	A <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 B <input type="checkbox"/> 改善・変更 C <input type="checkbox"/> 縮小、見直し(廃止含む) <input type="checkbox"/> 統合による終了
	経営改革・官 民連携担当課 長所見及び改 善方針	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           所管課の評価を踏まえ、経営改革・官民連携担当課が2次評価を行う。 40～50事業         </div>
特別職評価 (最終)	今後の方針	A <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 B <input type="checkbox"/> 改善・変更 C <input type="checkbox"/> 縮小、見直し(廃止含む) <input type="checkbox"/> 統合による終了
	特別職所見及 び改善方針	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           1次評価・2次評価を踏まえ、特別職が最終評価を行う。 10～20事業         </div>

## 2-②公共施設等総合管理計画に基づく取組み

### — 運営改善等の取組み —

(政策経営部、施設営繕担当部、各部)

#### 1 目的

将来的な財政見通しに基づいて、公共施設を適切に管理・保全・更新し、健全な財政を確保することを目指して取り組みます。

#### 2 現状と課題

公共施設の総合的なマネジメント計画「公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定しました。施設の計画的な維持管理や更新を行うことで、今後30年間の年平均経費629億円を、年平均550億円程度（建物370億円程度、都市基盤施設180億円程度）に抑制することを目標に掲げています。

ただし、目標達成には計画に掲げた長寿命化や施設規模抑制などの取組みだけでは十分ではないため、更に新たな手法を検討し、取組みを拡大する必要があります。

#### 3 取組みの方向性

新公会計制度を用いて施設運営コスト等の分析を行い、運営改善や整備手法の選択等に活用します。

#### 4 取組み内容

##### (1) 施設の財務データ等の分析

財務会計システムから施設情報を一元管理している施設経営情報システムにデータを取り込み、㎡単位や利用者一人当たりのコストなどについて見える化を図ります。総合的な分析を行い、維持管理経費の抑制や運営改善に活用します。

##### (2) 施設整備や再編に向けた分析データとしての活用

施設の改築・改修などの検討の際には、区が保有する施設の適正な総量や施設種別を見極め、必要かつ合理的な施設整備、再編の分析データのひとつとして活用します。

##### (3) 施設コストに対する理解促進

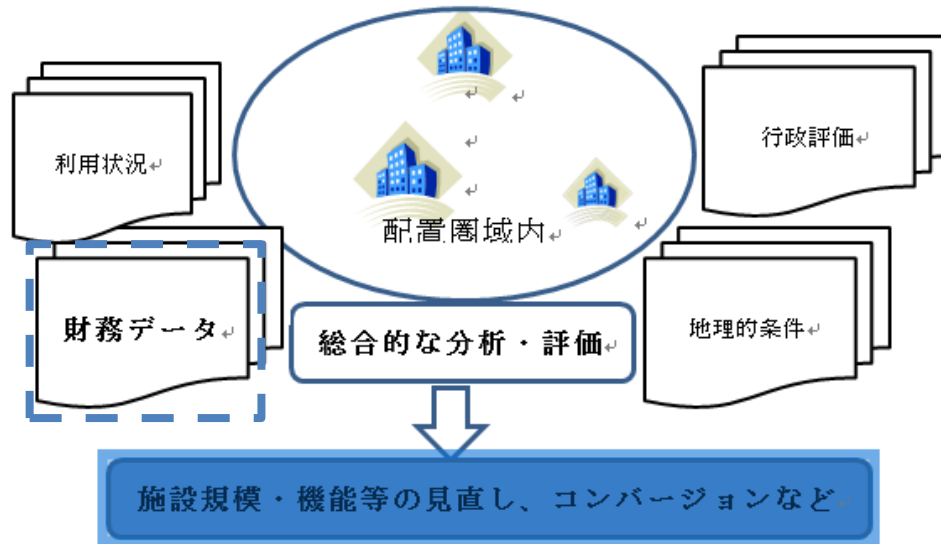
施設別行政コストを公共施設白書の基礎データとして、ホームページ等に掲載するとともに、公共施設等総合管理計画等の改定の際にはコストデータを数字だけでなくグラフ等により見える化したデータも含め公共施設白書として発行し、職員や区民の施設コストに対する理解促進を図ります。

〈実現に向けた取組み〉

項 目	現況(30年度)	31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)
(1) 施設の財務データ等の分析	財務データ活用のための施設経営情報システム改修	施設種別で比較検証を試行	試行を踏まえた分析手法等の検討	検討に基づく取組み
(2) 施設整備や再編に向けた分析データとしての活用	財務データの活用方法の検討	施設整備、再編の分析データとして、試行による活用	施設整備、再編の分析データとして、試行による活用	試行を踏まえた活用
(3) 施設コストに対する理解促進	HP掲載のためのデータ等の整理	施設データをHPに掲載	→	



## (2) 財務データを分析データのの一つとして活用



## (3) 施設データをホームページに掲載 (イメージ)

(2) 総合支所

施設名 住所	竣工年 (開業年)	敷地面積 種別	建物全床面積 施設用途区分	運営区分 施設種別	備考
専有(共有含む)㎡					
世田谷総合支所 *	平成 4年 (20年)	3,352.01㎡ 瓦葺	5,069.09㎡	直営	
0.00㎡					
世田谷保健福祉センター(調理学(1階分室))	平成 28年 (24年)	4,104.02㎡ RC造	1,659.73㎡	直営	
0.00㎡					
北沢総合支所 *	平成 2年 (28年)	2,142.32㎡ SRC造	12,413.75㎡	直営	
10,537.45㎡					
玉川総合支所 *	昭和 42年 (51年)	2,664.00㎡ RC造	5,147.39㎡	直営	
0.00㎡					
玉川総合支所第2庁舎 *	平成 11年 (19年)	939.99㎡ 瓦葺	1,071.87㎡	直営	
0.00㎡					
玉川総合支所分庁舎 *	昭和 59年 (49年)	1,213.70㎡ RC造	1,582.54㎡	直営	
0.00㎡					
緑総合支所 *	平成 21年 (29年)	3,363.27㎡ RC造	7,730.89㎡	直営	
0.00㎡					
成城二丁目事務所	昭和 60年 (33年)	123.90㎡ 瓦葺	178.47㎡	直営	
0.00㎡					
角山総合支所 *	平成 3年 (27年)	2,400.46㎡ RC造	5,762.87㎡	直営	
0.00㎡					

施設名	【人件費】	【光熱水費】	【委託料等】	【土地建物 設備賃借 料】	【修繕費 等】	【その他】	【減価償却 費】	総合計
民センター(別棟)	0	1,792	2,835	0	68	0	1,339	6,034
民センター	0	2,820	11,334	0	542	0	4,462	19,159
区民センター	0	2,695	4,033	0	293	0	2,879	9,899
民センター	0	5,816	15,060	0	273	0	5,953	27,102
民センター	0	4,900	11,596	0	974	0	10,171	27,641
民センター	0	3,003	18,143	0	733	0	8,873	30,752
民センター	0	3,395	10,134	882	770	0	518	15,700
区民センター	0	3,286	14,356	0	516	0	834	18,993
民センター	0	4,869	18,462	0	53	0	3,420	26,805
民センター	0	4,619	8,820	0	3,101	0	10,792	27,331
民センター	0	4,433	14,163	47	351	0	10,574	29,567
区民センター	0	5,065	19,188	47	774	0	6,283	31,357
民センター	0	7,940	36,218	115	700	0	7,039	52,012
合計	0	54,633	184,343	1,091	9,149	0	73,136	322,352
	0.00%	16.95%	57.19%	0.34%	2.84%	0.00%	22.69%	100.00%

## 2-③区民負担等の適切な見直し（政策経営部）

### 1 目的

施設の管理運営経費の把握や利用状況分析に加えて、区民生活を取り巻く社会状況の変化も幅広く捉えた検証を行い、使用料・利用料の見直しの要否を総合的に判断し、区民負担等を適切に見直すことを目指して取り組みます。

### 2 現状と課題

持続可能な財政基盤を築くため、平成22年度に「適正な利用者負担の導入指針」を策定し、全庁を挙げて財源の確保を図ってきました。

区民利用施設について、施設の管理運営経費は、利用者が負担する使用料と区が負担する税金で賄っており、今後、社会保障関連経費や公共施設の更新経費が増加し、厳しい財政状況が見込まれる中、施設利用者に対して適正な利用者負担を求め、財源の確保を図る必要があります。

現在も活用している施設別行政コスト計算書は、使用料の見直しの基礎資料としていますが、新公会計制度の導入により、これまで作成していなかった施設情報も把握できることから、行政コストを踏まえたうえで、区民負担等の適切な見直しについて検討する必要があります。

また、施設使用料の改定にあたっては、利用者負担率にとどまらず、今後の社会状況の変化も幅広く捉えた検証を行い、使用料見直しの要否を総合的に判断する必要があることから、現在、新たな「施設使用料見直しに関する指針」について検討を進めています。使用料算定の対象経費（原価）には、減価償却費を含め試算することが望ましいが、減価償却費を含めることにより、従来より使用料算定の対象経費（原価）が増加することから、今後、新公会計制度によりコストが算出できる平成31年度以降、利用者負担割合等への影響について検証する必要があります。

### 3 取組みの方向性

行政コスト分析を行い、効率的な施設運営を行いながら、区民負担等の見直しの基礎資料として活用していきます。

### 4 取組み内容

#### (1) 施設別行政コスト計算書の活用

区民利用施設等の使用料・利用料の検証・見直しの基礎資料として、活用します。

#### 〈実現に向けた取組み〉

項目	現況(30年度)	31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)
施設別行政コスト計算書の活用	施設経営情報システム改修	行政コスト分析 検証	検証	→ 検証に基づく取組み



### 3-①新公会計制度活用に向けた人材育成（会計室・総務部）

#### 1 目的

財務諸表を作成するための正しい会計処理ができる職員、財務諸表を分析し、業務改善などに活用できる職員の育成を目指して取り組みます。

#### 2 現状と課題

世田谷区新実施計画（後期）の「執行体制の整備と人材育成」の取り組みでは、「最適な予算執行ができる経営感覚を持ち、民間や区民との連携、協働により公的サービスを生み出す、折衝力や調整力を持った職員の育成が急務」としています。

新公会計制度活用に向けては、これまで「現金主義」「単式簿記」の会計制度に基づいて区政の現場を担ってきた職員の意識改革が必要不可欠です。

新公会計ではこれまでの自治体会計では見えなかった減価償却費や人件費等含めたフルコスト情報や、資産・負債のストック情報を、事業見直しや受益と負担の見直しの判断材料に活用することができます。しかしながら、職員には「複式簿記・発生主義」の企業会計手法の知識や経験は十分ではありません。

そのため、人件費や減価償却費などを含めたフルコストによる費用の把握や分析を行う必要性・意義等への意識改革が不可欠な課題であり、費用対効果のみでは評価できない自治体特有の事情も考慮して対応していく必要があります。

さらに、新公会計制度は発足間もない制度であることから、他自治体との比較という観点も踏まえて、他自治体との情報共有・合同検討の場に関与していくことや、専門家を活用しての検証等も重要な課題です。

#### 3 取組みの方向性

自治体事業の特性や職員の習熟度合いの状況を踏まえつつ、他自治体との交流・連携等も図りながら、計画的・段階的に取り組んでいきます。

#### 4 取組み内容

##### （1）職員研修

###### 【研修項目】

- ・自治体会計を学ぶ  
新公会計制度活用的前提となる自治体会計の知識の習得
- ・複式簿記・発生主義会計入門  
複式簿記についての知識の体得、基礎的問題演習等（予備校等講師による研修の実施）
- ・事業評価ケーススタディ研修  
人件費や減価償却費などを含めたフルコストの把握やコスト分析、各種指標の活用方法等の体得
- ・財務分析（管理監督者研修）  
管理監督者として必要となる新公会計の活用方法、説明手法等の体得

## (2) 他自治体との交流・連携

新公会計制度普及促進連絡会議（※）に参加し、先行実施している町田市や江戸川区など、他自治体との情報共有や合同で検討を行います。

## (3) 財務諸表の検証および職員のスキル向上（専門家の活用）

専門家による財務諸表の検証を行い正確性の向上に努めるとともに、財務諸表を作成する職員のスキル向上を図ります。

### 〈実現に向けた取組み〉

項目	現況(30年度)	31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)
(1) 職員研修	・自治体会計 ・複式簿記 ・財務分析(全管理職対象) 研修の実施	・自治体会計 ・複式簿記 ・財務分析 ・事業評価ケーススタディ 研修の実施、 プログラムの 検証および見直し	・継続実施 ・研修プログラムの検証および見直し	・継続実施 ・研修プログラムの検証および見直し
(2) 他自治体との交流・連携	新公会計制度普及促進連絡会議主催の「公会計推進ミーティング」で区の取組みを発表	世田谷区を会場に「公会計推進ミーティング」を開催予定	他自治体における類似事業との比較へ向けた事業別分析部会への参加・検討	他自治体における類似事業との比較へ向けた事業別分析部会への参加・検討
(3) 財務諸表の検証および職員のスキル向上	専門家による制度の運用、精度向上の検討への支援・準備	専門家による財務諸表の作成支援および検証による職員のスキル向上	専門家による財務諸表の検証、精度向上の検討による職員のスキル向上	専門家による財務諸表の検証、精度向上の検討による職員のスキル向上

#### ※新公会計制度普及促進会議

複式簿記・発主主義会計による新公会計制度導入の先行自治体が、制度導入の目的やプロセス等について情報交換するとともに、制度の一層の普及促進に向け連携した取組を協議するために設置された会議体。

(1) 職員研修  
＜30年度研修プログラム＞

**複式簿記・発生主義会計入門（大原学園講師による講義）**

企業会計と発生主義、複式簿記について基礎的な学習をし、世田谷区の財務諸表の説明と勘定科目について学ぶ

(内容)

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| I 会計の目的      | V 仕訳                  |
| II 発生主義と複式簿記 | VI 帳簿への記入と試算表の作成      |
| III 財務諸表について | VII 貸借対照表の作成と勘定科目     |
| IV 取引        | VIII 行政コスト計算書の作成と勘定科目 |

(日程)

平成30年6月（4回）実施      受講者 175名  
平成31年3月（4回）実施

**財務分析（管理監督者研修）**

管理会計としての財務分析手法の一例を学ぶ

(内容)

事業ごとの成果指標を定め、コスト比率、パフォーマンス比率を測定して、分析する手法

(日程)

平成30年8月（3回）実施      受講者 165名  
平成30年12月（3回）実施      受講者 139名

※ 12月の研修では、区の事業を事例にコスト比率、パフォーマンス比率の測定、分析をワークショップ形式で行いました。



(12月の研修の様子)

★各事業のコスト比率とパフォーマンス比率（計算例）

○コスト比率

事業ごとのコストを成果指標（回数、参加人数など）で割った単位当たりのコストを、予算（目標値）と決算（実績）で比較して比率を算出

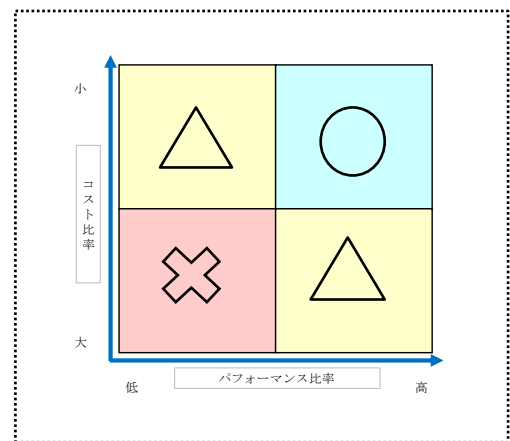
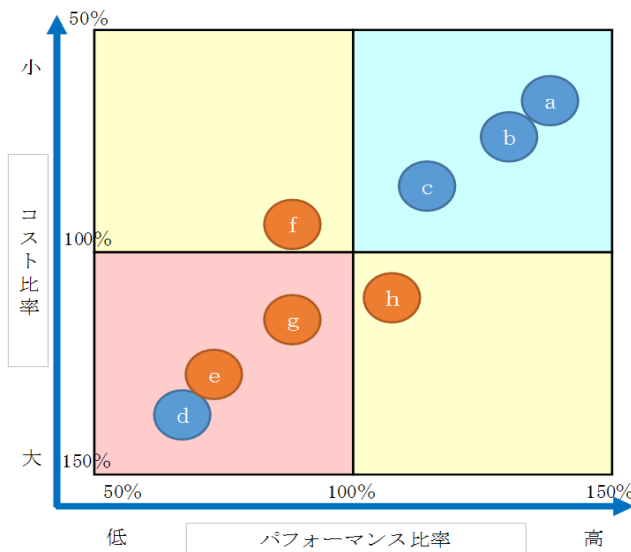
○パフォーマンス比率

事業ごとの成果指標（回数、参加人数など）の実績を計画時の数値で割って算出

### ★各事業のコスト比率とパフォーマンス比率（計算例）

組織			予算			実績			予算実績差異分析	
部	課	事業	① 行政コスト	② パフォーマンス (単位)	③=①÷② 1単位あたり コスト	④ 行政コスト	⑤ パフォーマンス (単位)	⑥=④÷⑤ 1単位あたり コスト	⑦=②÷③ パフォーマンス 比率	⑧=③÷⑥ コスト比率
A部	α課	a事業	1,200	100	12	1,150	140	8	140.0%	68.5%
A部	α課	b事業	900	60	15	880	80	11	133.3%	73.3%
A部	α課	c事業	800	70	11	800	80	10	114.3%	87.5%
A部	α課	d事業	650	100	7	644	70	9	70.0%	141.5%
A部	β課	e事業	1,600	300	5	1,580	220	7	73.3%	134.7%
A部	β課	f事業	800	200	4	700	180	4	90.0%	97.2%
A部	β課	g事業	1,500	100	15	1,600	90	18	90.0%	118.5%
A部	β課	h事業	400	60	7	450	62	7	103.3%	108.9%

### ★事業ごとのコスト比率とパフォーマンス比率を図示 （マトリクス表に落とす）



#### 《マトリクスの表の見方》

- 右上 (○) : パフォーマンスは高くコストは小さい
- 右下 (△) : パフォーマンスは高くコストは大きい
- 左上 (△) : パフォーマンスは低くコストは小さい
- 左下 (×) : パフォーマンスは低くコストは大きい

- コスト比率、パフォーマンス比率をマトリクスの表に落としてみて、異常値が出ていないか、事業間や課別の比較も見る事が出来る。
- 左下は、数字的にはあまり良くない部分になるが、自治体事業だとこれだけでは単純な判断はできない。「何故この結果になったのか」を考える。

## (2) 他自治体との交流・連携

### <平成30年度公会計推進ミーティングでの発表>

平成30年11月15日、品川区区立総合区民会館（きゅりあん）にて、新公会計制度普及促進連絡会議主催の「公会計推進ミーティング2018」～「つくる」から「活かす」へ、現場からの報告～ が開催されました。

世田谷区は、自治体の取組事例紹介において「世田谷区の新公会計制度への取組」というテーマで、区の新公会計制度への取組み内容を発表しました。



#### 《自治体の取組事例紹介》

千葉県習志野市「公会計が自治体を変える！～習志野市の公会計改革～」  
熊本県宇城市「宇城市公会計改革（日々仕訳導入）」  
東京都世田谷区「世田谷区の新公会計制度への取組」

#### 《連絡会議検討部会中間報告》

東京都「自治体間比較部会」  
町田市「事業別分析部会」

○連絡会議では、「自治体間比較部会」「事業別分析部会」を組織し、世田谷区は「事業別分析部会」に参加しており、他自治体とともに検討を進めていきます。

#### 「新公会計制度普及促進連絡会議」参加自治体

東京都、大阪府、新潟県、愛知県、町田市、大阪市、吹田市、郡山市、八王子市、福生市、江戸川区、荒川区、中央区、品川区、渋谷区、板橋区、世田谷区、習志野市（オブザーバー）